

令和4年度 神奈川県教科書用図書選定審議会（第1回）

〈審議概要〉

【司会（水沢指導主事）】

定刻になりましたので、ただいまから、令和4年度第1回神奈川県教科用図書選定審議会を始めさせていただきます。

なお、本日、横須賀市立池上中学校校長 西ヶ谷 純子（にしがや じゅんこ）委員より、欠席の連絡をいただいておりますことを御報告いたします。

開会にあたりまして、神奈川県教育委員会教育局支援部長 古島から、御挨拶を申し上げます。

【古島支援部長】

皆様、こんにちは。委員の皆様には、年度初めのお忙しい中、そして、コロナ禍の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

令和4年度神奈川県教科用図書選定審議会、本日は第1回ということで、皆様方の机上には、神奈川県教育委員会から委嘱状、あるいは任命状を置かせていただきました。

今年度、8月31日までの任期としまして、皆様方には委員をお願いしたいと思っております。

義務教育諸学校の教科用図書につきましては、いわゆる無償措置法のもとに、教科用図書の検定から採択、使用までが法に定められてございます。

これは、明日を担う子どもたちの大事な義務教育の根幹を成す教科用図書は、全国で格差なく、どこでもきちんと教科書が選ばれて使用されるようにという目的で定められた制度だと認識してございます。

この審議会につきましても、県教育委員会が県内の市町村教育委員会、国立学校、私立学校といった採択権者に対して、指導、助言又は援助をするときに、この審議会で諮問を行い、その答申を受けることが定められております。

多くの県民の皆様にとって、公明、そして公正であること、静ひつな環境できちんと採択事務が進むことを、大切に進めていけたらと考えております。

さて、教科書に関しまして、1点お話をさせていただきます。

時々、報道もされております、いわゆるデジタル教科書についてです。国の有識者会議等の議論など、動向を注視しているところでございますが、デジタルといういわゆるICT、パソコン上で紙の教科書の代わりになるものということで、今、研究、検討が進んでいるところでございます。

現段階においては、いわゆるデジタル教科書というのは、正式な教科用図書の扱いにはまだされておられません。それを補完をする教材という扱いでございます。

昨年度から国がリードして、各学校でデジタル教科書を使ってみようという実証研究も始まっております。

委員の皆様方には、今年度の採択や審議については、今まで通りの紙の教科書についてであるという御理解をいただければと思います。

それでは、8月31日までの任期、重ね重ねどうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

【司会（水沢指導主事）】

本日はお手元にごございます資料をもとに御審議をお願いいたします。

なお、委嘱状又は任命状の交付、各委員及び事務局の紹介につきましては、昨今の情勢を踏まえ、感染防止の観点から机上配付に代えさせていただきます。

まず、本日の日程ですが、このあと、本審議会の趣旨説明、そして会長、副会長を選出する際の座長の選出、さらに、会長・副会長の選出をお願いいたします。

選出いただきました後、支援部長から本審議会へ諮問させていただきます。その後の審議については、本審議会の会長に進行をお願いしたいと思います。

なお、本日は諮問事項の(1)～(5)について、御審議いただきたいと考えております。

それでは、皆様、よろしく願いいたします。

はじめに、本審議会の趣旨を、子ども教育支援課長 下反 から御説明申し上げます。

【下反子ども教育支援課長】

皆様、こんにちは。子ども教育支援課長の下反と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本審議会の趣旨等について説明させていただきます。「教科用図書選定審議会」につきましては、法令で定められたものでございますので、それらに関連した資料をもとに、説明させていただきます。

右上に枠囲みで「参考資料」と表示してございます冊子の資料を御覧ください。

本審議会については、資料1にごございます「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、資料2にごございます「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」、資料3にごございます「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則」、資料4にごございます「神奈川県教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例」、資料5にごございます「神奈川県教科用図書選定審議会規則」、この5つの法令等に基づいて設置されております。

はじめに2ページ「資料1」をお開きください。

本審議会は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の第11条第2項に基づきまして設置されております。

また、1つ上の、第10条にあるように、都道府県教育委員会の任務として、審議会の意見を聞き、これをもとに市町村の教育委員会に対し採択に関しての指導、助言又は援助を行っております。

次に、5ページの「資料2」をお開きください。

本審議会で御審議いただく内容については「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第8条に基づき、次に申し上げます2つの事項に関し、都道府県教育委員会の諮問を受

けて、調査審議し、必要に応じて建議することと、選定審議会の所掌する事務が規定されております。

1つ目は「市町村教育委員会等の教科用図書採択に関して、都道府県の教育委員会が行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項」。

2つ目は「都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項」と定められております。

以上の2点につきまして、委員の皆様は、御審議のうえ建議をいただくことが、本審議会を設置する目的でございます。

なお、諮問させていただく事項につきましては、後ほど、支援部長の古島よりお伝えいたします。最後に、本審議会における議事運営、ならびに議決について御説明いたします。

9ページの「資料5」「神奈川県教科用図書選定審議会規則」をお開きください。

第3条（会長及び副会長）の定めにしたがい、「審議会を主宰し、会務を総理する」会長を1名、また「会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する」副会長を、このあと委員の皆様の互選により決めていただきます。

会長及び副会長を中心に議事を進めていただきますが、第4条（議事）の第3項にございますように「審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる」となっております。

以上、採択に関わりましての概要を、法令等に基づきまして御説明申し上げます。

なお、それぞれの具体に関しましては、この後の議事に関わる部分のところで、事務局から補足を加えながら、御説明いたします。以上です。よろしく願いいたします。

【司会（水沢指導主事）】

それでは、このあと審議会に戻りたいと思いますが、お手元の参考資料の9ページ「資料5」をお開きください。

審議会規則第3条に「会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める」とあります。

本審議会では、例年、この互選にあたり、まず、座長を委員の皆様から選んでいただき、座長の進行によりまして、審議会の会長、副会長を選出いただいております。

したがいまして、最初に座長を選出したいと思いますが、いかがでしょうか。《賛同多数》ありがとうございます。

では、よろしければ事務局から提案したいと思いますが、よろしいでしょうか。《賛同多数》ありがとうございます。事務局、お願いいたします。

【事務局（山田指導主事）】

では、事務局から提案させていただきます。会長、副会長の選出にあたりまして、座長を鎌倉市教育委員会 教育文化財部 教育指導課の太田 洋（おおた ひろし）委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【司会（水沢指導主事）】

ただいま、事務局から、座長として太田委員にお願いしたいとの提案がございましたが、いかがでしょうか。《賛同多数》

ありがとうございます。

それでは、太田委員に座長として、会長、副会長の選出をお願いしたいと思います。

太田委員、よろしくお願いいたします。

【太田座長】

ただいま御指名をいただきました、鎌倉市教育委員会 教育文化財部 教育指導課の太田 洋です。皆様の御協力をいただきまして、座長を務めてまいりたいと思います。御協力をよろしくお願いいたします。

では、あらためまして「資料5」審議会規則の第3条にありますように、「審議会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める」ということになっております。

第3条のとおり、どなたか、会長・副会長を務めていただける方がいらっしゃいましたら、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

いらっしゃいませんので、事務局からお考えを示していただきたいと思います。

【事務局（山田指導主事）】

はい。事務局としましては、会長には、幅広い視野から審議を進めるという点から、教育委員会の教育長様に、副会長には、すべての子どもの学びに必要な特別支援の観点から、特別支援学校の校長先生に、お願いしたいと考えております。

したがいまして、会長に、平塚市教育委員会 教育長 吉野 雅裕（よしの まさひろ）委員、副会長に、県立藤沢養護学校 校長 立林 絹枝（たてばやし きぬえ）委員のお二人にお願いしたいと思います。

【太田座長】

ただ今、事務局から、会長に、平塚市教育委員会 教育長 吉野 雅裕（よしの まさひろ）委員、副会長に、県立藤沢養護学校 校長 立林 絹枝（たてばやし きぬえ）委員、お二人について御提案いただきました。

では、はじめに会長を、吉野委員にお務めいただくことに、賛成の方は、拍手をお願いいたします。〈拍手多数〉

ありがとうございます。それでは、吉野委員に会長をお務めいただくこととします。

続きまして、副会長として立林委員にお務めいただくことに、賛成の方は、拍手をお願いいたします。〈拍手多数〉

ありがとうございました。立林委員に副会長をお務めいただくこととします。

これで、会長、副会長の選出を無事に終えることができました。御協力ありがとうございました。

た。

それでは進行を事務局に戻します。

【司会（水沢指導主事）】

太田委員には座長として、円滑に会長、副会長を選出していただき、誠にありがとうございました。

それでは、ここで、恐縮ですが、吉野会長、立林副会長より御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それではまず、吉野会長 よろしく願いいたします。

【吉野会長】

皆様、こんにちは。会長という大役を仰せつかりました。平塚市教育委員会教育長の吉野でございます。皆様方の御協力をいただき、議事を進行して参ります。どうぞよろしく願いいたします。

【司会（水沢指導主事）】

吉野会長、ありがとうございました。

続きまして、立林副会長に御挨拶をお願いいたします。

【立林副会長】

改めまして、皆様こんにちは。副会長を仰せつかりました、県立藤沢養護学校校長の立林でございます。会長を補佐し、円滑な議事進行に努めたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【司会（水沢指導主事）】

ありがとうございました。

次に、本審議会への諮問に移りたいと思います。では、支援部長 古島から、諮問をいたします。

お手元の審議会資料の1ページ「諮問事項」を御覧ください。

【古島支援部長】

それでは、諮問文を読ませていただきます。

神奈川県教科用図書選定審議会会長 殿

令和5年度に義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事務についての指導、助言、又は援助について。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定により、市町村の教育委員会及び公立を除く義務教育諸学校の校長の行う採択に関する事務について、指導、助言、又は援助を行いたいので、同法第11条第1項の規定により、次の事項を諮問します。

(1) 令和5年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

(2) 教科用図書採択基準について

- (3) 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について
- (4) 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について
- (5) 令和5年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について
- (6) 県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について

答申いただきたい期限といたしましては、諮問事項(1)～(5)については、4月中旬頃、諮問事項(6)については7月中旬頃としております。よろしく願いいたします。

【吉野会長】

ただ今、支援部長から、6項目にわたる諮問を受けました。本日はこのうちの5項目につきまして、皆様方に御審議をいただくわけですが、審議が無事に終了しますよう、御協力の程よろしく願いいたします。

【司会（水沢指導主事）】

では、ここからの進行は、吉野会長にお願いいたします。

吉野会長、どうぞよろしく願いいたします。

【吉野会長】

まずはじめに、教科書の採択に関する概要等について、事務局からの説明を受けて、審議を進めます。

まずは、事務局から説明をよろしく願いいたします。

【事務局（山田指導主事）】

では、よろしく願いいたします。

それでは審議に入る前に少しお時間をいただき、「教科書採択の概要」について、御説明いたします。

教科書は、「教科書の発行に関する臨時措置法」により、教科の「主たる教材」として位置づけられています。

「教科書の採択」とは、学校で使用する教科書を決定することであり、その権限は、公立学校で使用する教科書については、その学校を設置する市町村や、都道府県の教育委員会にあります。

また、国立・私立学校で使用される教科書については、採択の権限は学校長にあります。

教科書採択の方法は、義務教育である小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の教科書については「教科用図書の無償措置に関する法律」、いわゆる「無償措置法」によって定められています。

それでは、お手元の「参考資料」の2ページ「資料1」を御覧ください。

先ほどの、下反からの説明のとおり、本審議会は、その「教科用図書の無償措置に関する法律」に基づいて設置されており、県教育委員会が、県内義務教育諸学校の教科用図書採択に関して、採択権者である市町村の教育委員会に対し、採択に係る指導、助言又は援助をするにあたり、本審議会に諮問し、その意見を聞いて進めてまいります。

本審議会の設置期間については、同法第 11 条の第 2 項で、「選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。」とされており、定数については、同じく第 11 条の第 3 項で、「選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。」と、あります。

さて、本審議会を設置する具体的期間についてですが、参考資料 5 ページ「資料 2」 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抜粋）」を御覧ください。

第 7 条で、「教科用図書選定審議会（以下『選定審議会』という。）を置く期間は、4 月 1 日から 8 月 31 日までとする。」と、されております。

したがって、本審議会も 8 月 31 日までの期間、設置することになります。

また、選定審議会の委員については、先ほど条例で定める人数で構成することを説明しました。具体的には、5 ページ中段の同施行令の第 9 条、「選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第 1 号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね 3 分の 1 になるようにしなければならない。」と、されており、第 1 号として、「義務教育諸学校の校長及び教員」、第 2 号として、「都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事、その他、学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員」、第 3 号として、「教育に関し学識経験を有する者」と、委員の構成について、定められています。

審議会委員の定数については、8 ページの資料 4 を御覧ください。

「神奈川県教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例」に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 11 条第 2 項の規定に基づいて設置される神奈川県教科用図書選定審議会の委員の定数は、15 人以上 20 人以内とする。」と、定められております。

本年度の審議会では、16 名の皆様をお願いしてございます。

続いて、教科用図書の採択地区及び採択について、説明します。2 ページを御覧ください。

第 12 条第 1 項に、「都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない」とあります。

続いて、13 ページを御覧ください。本県では現在、25 の教科用図書採択地区を設定しています。

次に、採択について御説明します。改めて 2 ページにお戻りください。

第 13 条第 1 項に、「都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、第 10 条の規定によって、当該都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、種目ごとに 1 種の教科用図書について行うものとする」とあります。

ここで言う「種目」とは、教科ごとに分類された単位のことです。

また、第 1 項に関して、採択地区内に 2 つ以上の市町村がある場合については、3 ページの第 13 条第 4 項及び第 5 項により、協議により規約を定め、使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設け、協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなけれ

ばならないこととなっております。

続いて、第13条第2項を御覧ください。

県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書については、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、県教育委員会が採択することとなっております。

したがって、県立の特別支援学校の小学部及び中学部並びに2校の県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書についても、本審議会の意見をうかがうことになります。

さらに、同条第3項にございますとおり、県立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書につきましては、学校ごとに選定し、県教育委員会が採択することとなっております。

そして、これらにより採択した教科用図書に関しては、3ページにある第14条において、政令で定める期間は、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するとされています。

6ページを御覧ください。「無償措置法施行令 第15条第1項」において、政令で定められた期間、つまり、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は4年間であると定められています。

12ページを御覧ください。今後の採択のスケジュールについて記載してございます。

小学校では令和5年度に4年間の使用期間を終え新たに採択替えを行います。

7ページの資料3には4年間の期間内でも新たに採択替えを行う特例について記載してございますが、今年度に関してはこの特例に当てはまらないことから、小・中学校ともに新たな採択替えはございません。

なお、今一度、6ページ第15条第1項を御覧ください。

2行目に「学校教育法 附則 第9条に規定する教科用図書」という記述がありますが、これは【諮問事項5】に関連しているため、諮問事項5について審議していただく際に説明します。

ここまでの、教科用図書の採択地区及び採択についての御説明でございます。

続いて、9ページの資料5を御覧ください。

本県における義務教育諸学校の採択については、「神奈川県教科用図書選定審議会規則」、中ほどにあります「第5条第1項」に基づき、専門調査委員会を設け、採択方針・観点に基づいて調査研究を行い、その資料をまとめ、審議会に報告することとなっておりますが、今年度は小・中学校ともに新たに採択替えがないことから専門調査委員会を設けておりません。

最後に資料14ページから16ページについて、御説明します。

14ページには神奈川県内19箇所の教科書センターを掲載しています。本年度はこれらの会場を中心に、6月1日から7月18日までのいずれかの日より14日間、令和5年度に使用する教科書を展示する予定です。

15ページの資料9には、令和2年から5年度に公立小学校で使用する教科書一覧を、16ページには、令和3年から6年度に公立中学校で使用する教科書一覧と、県立中等教育学校の前期課程、横浜市立南高等学校附属中学校、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校で使用する教科書一覧を掲載しています。

最後、17 ページの資料 10 は、教科書と教科用図書の定義についてまとめましたものです。このことについても「諮問事項 5」で御説明いたします。以上です。よろしくお願いいたします。

【吉野会長】

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様方、御理解いただけましたでしょうか。御質問等よろしいでしょうか。

御質問等あるときには、所属とお名前をお願いできればと思います。

【松山委員】

県央教育事務所指導課指導主事の松山です。

1 つ質問です。採択のところで、4 年間ということでしたが、4 年間の使用期間中に、新たな採択替えがある場合は、どのようなときかお聞かせいただきたいです。よろしくお願いいたします。

【吉野会長】

ありがとうございます。

事務局よろしいでしょうか。お願いいたします。

【事務局（松田グループリーダー）】

では、事務局よりお答えいたします。御質問ありがとうございます。

お手元でございます、参考資料の 7 ページ、資料 3 を御覧いただければと思います。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則、こちらに、4 年間、同一教科用図書を採択することへの特例を示しております。

採択した教科用図書の発行が行われないこととなった教科用図書を採択していた場合、また、採択した教科用図書の選定に関し発行者またはその他の利害関係を有する者の不正があったと認められる場合、昨年度のように、検定の再申請に合格し新たに発行されることになった教科用図書があった場合、採択地区が設定または変更された場合、採択地区において公立を除く国立、私立等の学校が新たに設置された場合でございます。

このような場合、4 年間の期間中に新たに採択替えを行う特例があります。以上です。

【吉野会長】

よろしいですか。

【松山委員】

ありがとうございます。

【吉野会長】

他に御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、早速、諮問事項のほうに移りたいと思います。

では、諮問事項(1)「令和 5 年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について」、審議を行います。

まず、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局（山田指導主事）】

それでは、審議会関係資料である「令和4年度神奈川県教科用図書選定審議会（第1回）資料」、3ページを御覧ください。

諮問事項(1)の「1 令和5年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について」御説明いたします。

(1)～(6)までの各ポイントについて御説明します。

(1)については、教科書は検定を通った教科書の一覧である「教科書目録」から採択すること、学校教育法附則第9条図書（第9条に定める、特別支援学校・特別支援学級用の、いわゆる一般図書）の採択は、毎年度新たな図書を採択することができることを示しています。

(2)については、採択地区に設置される審議会等はすべての教科書について調査研究し、結果を報告すること、(3)については、複数市町村で採択地区を構成する場合の手続きについて、予め規約等を定める、ということです。

(4)については、適正かつ公正な採択の確保及び、開かれた採択の推進を図る観点から、採択地区における審議会等の委員名、教科書採択に係る情報について、積極的な公開に努めること等を示しています。

(5)については、採択に当たって、静ひつな環境を確保するとともに、疑念の目が向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めることについての考え方を明確に示したところです。

(6)については、選定審議会の設置終了後に新たに採択する必要がある場合について示しています。説明は、以上です。

【吉野会長】

ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、質問、御意見がある方はお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

質問、御意見ないようですので、諮問事項の1番目、令和5年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、この説明で、皆様方の了解を得たということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この件は、了承いたしました。

次に、諮問事項(2)「教科用図書採択基準について」審議を行います。

事務局の説明をお願いいたします。

【事務局（山田指導主事）】

引き続き、審議会関係資料の3ページ、「2 教科用図書採択基準」について説明します。

神奈川県教育委員会として、教科書採択に関する基準を3つ示しています。

(1)は、教科用図書の調査研究に当たっては、文部科学省から示される、各発行者が作成した、発行者ごとの教科書の編集方針等が記載されている「教科書編修趣意書」と、県教育委員会の

「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究を行い、採択をすることについて記載しています。

(2)については、採択権者の権限と責任を明確にし、公明・適正な採択を担保することが、今後一層必要であることを記載しています。

(3)については、採択に当たっては、各採択地区等における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択することについて示しています。以上の3点です。

【吉野会長】

ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、質問、御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

質問、御意見ないようですので、諮問事項の2番目、教科用図書採択基準について、この説明で、皆様方の了解を得たということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

この件は、了承いたしました。

それでは、始まって45分経ちましたので、ここで休憩を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、大体15分くらい取りまして、15時ちょうどから始めさせていただくということでよろしいでしょうか。それでは休憩の時間とさせていただきます。

(休憩)

【吉野会長】

休憩前に引き続き、審議を再開させていただきます。

次に、諮問事項(3)「1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について」審議を行います。

事務局のほうから説明をよろしく願いいたします。

【事務局（山田指導主事）】

審議会資料の4ページを御覧ください。

諮問事項(3)「1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について」御説明します。

市町村立の小・中学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にありますが、採択に当たっては、都道府県教育委員会が「市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域」を採択地区として設定しています。

参考資料2ページの中段あたり、無償措置法の第12条が、採択地区に関する条文です。

市町村教育委員会が単独で教科用図書を採択するにあたり、法令上に定めはありませんが、そ

の採択地区ごとに審議会等を置くことが望ましいとされています。

したがって、この審議会等の機能及び組織について、審議会資料4ページの(1)～(7)に具体的に示しています。

少しお時間を取りますので、(1)～(7)まで御覧ください。

よろしいでしょうか。

なお、参考資料13ページの資料7に示した通り、神奈川県には現在25の採択地区があり、うち22の採択地区が1つの市町村で採択地区を構成しています。以上です。

【吉野会長】

ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明について、質問、御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

質問、御意見ないようですので、諮問事項の3番目、1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について、この説明で各委員様の了解を得たということで、よろしいでしょうか。

それでは、この件は、了承いたしました。

次に、諮問事項(4)「教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法」について、審議を行います。

事務局、説明をよろしくお願いします。

【事務局（山田指導主事）】

「教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について」御説明いたします。

審議会資料の4ページ及び5ページの4を御覧ください。

先ほどの概要説明でも申し上げましたが、採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区の市町村教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設けなければなりません。

先ほど見ていただきました参考資料の13ページ「資料7」にありますように、愛甲地区、足柄上地区、足柄下地区が県内ではこれに当たり、「共同採択地区」を構成しています。

この共同採択地区では、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないこととなります。

そこで、それぞれの町でどういう採択の仕方をしたらよいのかということについて県教育委員会が指導、助言を行います。

その内容が、今、御説明している(1)～(7)となります。

なお、この(1)～(7)の内容につきましては、先ほど見ていただきました「3 1つの市町村で教

科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について」で説明したものと、同様の内容となっております。以上です。

【吉野会長】

ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、質問、御意見がありましたらよろしく願いします。

よろしいでしょうか。

質問、御意見ないようですので、諮問事項の4番目、教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について、この説明で、各委員の了解を得たということで、よろしいでしょうか。

それでは、この件は、了承いたしました。

次に、諮問事項(5)「令和5年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について」、審議を行います。

事務局の説明をお願いいたします。

【事務局（山田指導主事）】

審議会資料の5ページを御覧ください。

令和5年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点についてです。

まず、「特別支援教育関係教科用図書」とは、そこに記載の通り、小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む）の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書のことです。

障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に応じて、検定本等を使用する場合と、学校教育法附則9条本を使用する場合とがあります。この、いわゆる附則9条本については、このあと特別支援教育課の黒澤より御説明いたします。

5ページ中段、「ア 教科・種目に共通な観点」を御覧ください。

構成は「ア 教科・種目に共通な観点」と、6ページ下段、「イ 教科・種目別の観点」との大きな2つであり、昨年度の神奈川県調査研究の観点と同様になっております。

まず、「ア 教科・種目に共通な観点」ですが、「(ア)教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」から「(エ)分量・装丁（そうてい）・表記等」までの項目となり、教科・種目に共通な観点として、各教科で調査研究を行うこととなります。

「(ア)教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」ですが、教育基本法第1条〔教育の目的〕、同法第2条〔教育の目標〕、及び学校教育法第30条2項・同第49条に示されたいわゆる「学力の3要素」に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱に基づき、各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか、という観点から、3つの項目を設定しました。

次に「(イ) かながわ教育ビジョンとの関連」では、かながわ教育ビジョンの基本理念である「未来を拓く・創る・生きる・人間力あふれる かながわの人づくり」を実現するための教育目標として、[思いやる力] [たくましく生きる力] [社会とかかわる力] というものを掲げております。神奈川県調査研究ということで、教科書の中にそういう内容に沿ったものがあるかというところも調査研究します。

次の「(ウ) 内容と構成」については、学習指導要領の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。児童・生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。などを観点として設定しました。

6 ページ下段、「イ 教科・種目別の観点」については、平成31年4月に定めた、「平成32年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」及び令和2年4月に定めた「令和3年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」に準ずるものとしています。私からは以上です。

続いて、特別支援教育課、黒澤より説明いたします。

【事務局（黒澤指導主事）】

諮問事項(5)について、説明いたします。

では、特別支援学校や特別支援学級における教科用図書について説明いたします。まず、特別支援学校・特別支援学級においては、小学校・中学校・高等学校と同じ教科書のほか、児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に合わせた教科用図書などを使って学習しております。

この「児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に合わせた教科用図書」と関連いたします学校教育法附則第9条図書について御説明いたします。

参考資料の17ページの資料10をお開きください。中ほどの※に附則第9条がございます。

【附則第9条】高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条の1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む）の規定にかかわらず文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。とあります。

同じページの下にある、教科用図書について説明した図を御覧ください。

図の左側にあるように、教科書として使用できる図書は「文部科学大臣の検定本」と「文部科学省の著作本」となります。

また、図の右側にあるように特別支援学校や特別支援学級では、「文部科学大臣の検定本」と「文部科学省の著作本」以外にも「学校教育法附則第9条に規定する教科用図書」を使用することができます。

特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童・生徒は、障がいの程度や発達の状態等により、情報の収集、処理、表現及び発信等、一人ひとり違いがございます。

そのため、「文部科学大臣の検定本」や「文部科学省の著作本」といった、教科書を使用する

だけでは、学習目標に到達するために十分な効果が得られない場合には、「文部科学大臣の検定本」や「文部科学省の著作本」の下学年使用をしたり、一般図書を教科用図書として使用したりすることができるという規定がこの、附則第9条でございます。

教科用図書は主たる教材として使用されますので、選定に当たっては、児童・生徒がどのような教育課程で学ぶか、ということが重要になっております。

では、特別支援教育関係で使用されている特徴的な、教科用図書の例を何点か紹介いたします。視覚障がいのある児童・生徒の中には、通常の検定本の内容の図や文字が拡大されていたり、レイアウトが工夫されたりしている通称「拡大本」を使用した方が内容を確認しやすい児童・生徒がおります。その場合には、【拡大本の提示】それらの配慮がなされたこちらの「拡大本」を使用します。

つぎに、文部科学省において著作・編集された通称「著作本」というものがございます。

「著作本」は、3つの種類の教科書が作られております。

1つ目は、視覚に障がいのある児童・生徒が使用することを想定して作られた、検定本の「点字版」の教科書、通称「点字本」です。「点字本」は小学部用として、国語、社会、算数、理科、外国語、道徳の6教科、中学部用として国語、社会、数学、理科、外国語、道徳の6教科が作られております。

2つ目は、聴覚に障がいのある児童・生徒が使用することを想定して作られた「言語指導」「言語」の教科書です。聴覚障がいの特性を踏まえ、国語や音楽の学習をする際には、よりきめ細かな配慮が必要であることから、通常の検定本と合わせて使われています。

3つ目は、知的障がいのある児童・生徒が使用することを想定して作られた教科書、通称「星本」です。「星本」は、学習指導要領における各教科の内容の段階に対応しており、小学部で☆1つ、☆2つ、☆3つの3段階、中学部では☆4つ、☆5つの2段階、の計5段階で作成されています。また、内容や構成は理解しやすさに配慮されたものとなっております。

【星本（音楽）の提示】

こちらは音楽の「星本」になります。星が2つですので、学習指導要領における、小学部の音楽の内容の2段階目に対応したものとなっております。

また、例えば、中学部3年生の児童・生徒の障がいの程度や発達等の状態に応じて、中学校1年生の教科書を使用した方が、学習効果が上がるというような時には、下学年の教科書を教科用図書として使用することができます。これについても附則第9条に規定されております。

附則第9条に規定される図書として採用される中で、一番多いものは一般図書となっております。

一般図書では【図鑑を提示】このように絵本や図鑑のように視覚的な情報が多いものもあります。文字の情報だけでなく絵やイラストといった視覚的な情報のほうが理解しやすい児童・生徒がいるためです。

音楽や楽器の音など、音が出るようなものを使った方が、理解が進むという児童・生徒については【音の出る一般図書を提示】このような一般図書を教科用図書として使用することが可能となります。

また、マナーに関すること、調理に関することなど、生活技術について書かれているものもあります。

当然、言葉に関する学習、或いは数に関する学習の一般図書もあります。

特別支援学校等では国語、算数等のいわゆる教科の学習をすることに加えて、様々な教科、領域を合わせた中で、児童・生徒一人ひとりに合った学習が考えられているため、このような一般図書が教科用図書として使用することができます。

点字本や星本、著作本や一般図書については、廊下にも展示しておりますのでお時間がございましたら、御覧ください。

つぎに、先ほど冒頭で説明した調査研究の観点を何点か御説明いたします。

審議会資料の5ページ目を御覧ください。まず、前文の3行目に「本県の障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているか」という視点に基づき、～」とあります。

この観点は、特に特別支援教育に必要な観点の中心になっております。

審議会資料の6ページ(ウ)内容と構成の上から4つ目の○を御覧ください。「内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。」とあります。これは、児童・生徒の状況は様々であるということから、それらに合わせて選定をするということであり、それに従って多くの種類の教科用図書が選定されることとなります。

次に、(ウ)の下から2つ目の○に「他の教科等及び自立活動との関連について必要に応じて工夫や配慮がなされているか。」とあります。

この中で出てくる自立活動とは、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域で、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としています。

そして、自立活動の指導は、授業時間を特設して行う自立活動の時間のほかに、各教科等の時間においても、密接な関係を図って行われます。

また、附則第9条図書の説明で触れたように、特別支援学校では、様々な教科、領域を合わせた中で、児童・生徒一人ひとりに合った指導が行われております。

そのため、教科用図書を選定するに当たっては、自立活動や他の教科との関連性についても検討の必要があり、1つの教科に限定をしない形で幅広い教科、領域で使用出来る教科書を採用していくことも大事な観点の1つです。

(エ)の分量・装丁・表記等を御覧ください。上から2つ目の○に「体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも工夫や配慮がなされているか」とあります。

一般図書は、はじめから教科用図書として認められているわけではないので、体裁の観点からも検討しなければなりません。

教科用図書として年間を通して使用いたしますので、耐久性が求められます。さらに、使用する上では散逸することがあってはなりません。カード状であったり、パズル状であったりする一般図書については、教科用図書として選定するためには、散逸しない工夫をすることが前提となります。

また、安全性という観点においても検討が必要であり、主たる教材として、日々使用するものですので形状や使用方法など、怪我や事故につながる恐れが無いか十分に検討する必要があります。以上でございます。

【吉野会長】

御説明ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、質問や御意見がありましたらよろしく願います。

【片山委員】

神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課の片山でございます。

質問をさせていただきます。

特別支援学校では、様々な児童・生徒が在籍をしていると思いますが、学校では、どのように教科書を選んでいるのか教えてください。

【吉野会長】

よろしいですか。願います。

【事務局（黒澤指導主事）】

お答えいたします。

障がいの程度や発達の状態等、これまでの学習の取り組みなどを踏まえて、一人ひとりの児童・生徒の課題を見定め、必要な指導と支援の内容を考えます。これが個別教育計画となります。

この個別教育計画のもと、一人ひとりの児童・生徒にとって適切な教科書を選んでいきます。

例えば、「子どものマナー図鑑」というのが廊下に展示されておりますが、こちらは、児童・生徒が実際に街に出かけたときに出くわす様々な場面を親しみのあるイラストが描かれていたり、かつ場面ごとのポイントを簡単な言葉で記されていたりして、言葉と絵を関連させながら理解をより深められる点が特徴の本となっております。

このように、児童・生徒の学習課題を踏まえ、それに即した教科書を選んでいきます。以上です。

【吉野会長】

よろしいですか。ありがとうございます。

他に御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、御意見、御質問ないようですので、諮問事項の5番目、「令和5年度使用特別支援

教育関係教科用図書調査研究の観点について」、この説明で、各委員の了解を得たということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この件は、了承いたしました。

本日の議事は以上ですが、続いて、今後の県立義務教育諸学校の採択の流れについて取り扱います。

事務局の説明をお願いいたします。

【事務局（山田指導主事）】

それでは「今後の県立義務教育諸学校の採択の流れ」について御説明いたします。

審議会資料の16ページ及び17ページにある資料2、18ページ及び19ページにある資料3、加えて、20ページにある別表により御説明します。

16ページ、17ページにお戻りください。県立の義務教育諸学校に該当する特別支援学校の小学部及び中学部、中等教育学校の前期課程で使用する教科書については、県教育委員会が採択権者となります。

そこで、本審議会の答申を受け、県教育委員会がそれぞれの学校の採択方針及び採択手続要領をつくり、県立特別支援学校及び県立中等教育学校が研究を進めていくこととなります。

「資料2」にそれぞれの学校の採択方針の案を、18ページ、19ページの「資料3」にそれぞれの学校の採択手続要領の案を示しました。

続いて20ページ、別表を御覧ください。

令和4年度の義務教育諸学校の教科用図書採択手続きの流れを示したものです。この表の右側が県立の義務教育諸学校の採択の流れです。

資料2の採択方針及び資料3の採択手続き要領については、4月の教育委員会定例会に付議し、議決の後に県立特別支援学校及び県立中等教育学校へ通知します。

その後、各学校で、採択方針、採択手続き要領に基づき、校長を会長とする専門委員会を中心に十分な調査研究を行い、採択を希望する教科用図書を選定し、県教育委員会に申し出ることとなります。

委員の皆様には、7月の第2回選定審議会でこの採択希望の教科用図書について御審議いただきます。よろしくをお願いいたします。以上です。

【吉野会長】

ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、質問、御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、特にないようですので、県立義務教育諸学校の採択については、説明にあったとおりの流れで進めていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日審議していただいた諮問事項の(1)から(5)については、後日、会長が答申を作成して、県教育委員会へ提出したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。《賛同多数》

ありがとうございます。

それでは、了承していただきましたので、そのようにさせていただきます。

最後に、全般を通して、委員の皆様方から意見や御質問、あるいは事務局への要望等がある場合には挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、司会を事務局へ戻します。よろしく願いいたします。

【事務局（山田指導主事）】

ありがとうございました。

では、事務局から第2回審議会の御連絡を差し上げたいと思います。

次回は、7月13日（水）14時00分から、場所は、ここ神奈川県立総合教育センター203研修室を予定しております。ちょうど向かい側の部屋になります。

議題は、諮問事項の(6)「県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について」です。

期日に近くなりましたら、御案内いたしますので、よろしく願いいたします。以上です。

【司会（水沢指導主事）】

改めまして、吉野会長、立林副会長、どうもありがとうございました。

そして、委員の皆様もありがとうございました。

本日の日程は全て終了いたしました。

最後に支援部長 古島より、閉会の御挨拶を申し上げます。

【古島支援部長】

吉野会長を始め、委員の皆様、本日は、慎重な御審議をいただき誠にありがとうございました。

冒頭に申し上げました通り、県教育委員会には、県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適切な実施を図るために、適切な指導、助言又は援助を行うことが義務づけられています。

そのための重要な役割を担っていただくのが本審議会でございます。本日は県の採択方針につきまして御審議いただきました。

次回、7月13日、第2回選定審議会では、「県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について」、御審議をいただくこととなります。

ただ、こういったコロナの状況もございますので、県内の感染状況によっては、急遽、違った対

応を取るケースもございますので、その際には御連絡いたします。御理解の程、よろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

【司会（水沢指導主事）】

以上を持ちまして、令和4年度第1回神奈川県教科用図書選定審議会を終了いたします。

本日は御多用の中、審議会への御出席、ありがとうございました。お忘れ物のないよう、皆様お気をつけてお帰りくださいませ。ありがとうございました。（終了）